診療所(無床)開設手続き(法人)

足立区内で診療所・歯科診療所を開設するときは、足立保健所へ許可申請、届出が必要です。なお、開設者変更(個人→法人、別法人へ変更)の場合も新規開設の手続きになります。

開設手続きの流れ

施設の事前相談(図面をお持ちのうえ、必ず施設の着工前に保健所へご相談ください)



法人認可、定款変更(東京都医療安全課医療法人係)



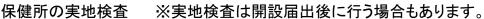
法人登記(法務局)



保健所へ申請手続き・・・①開設許可申請(手数料 19,000 円) ②診療用エックス線装置備付届



※②はエックス線装置を設置された場合のみ。設置後 10 日以内に提出





許可書および開設許可申請書の副本交付 (実地検査の2営業日の午後以降)



診療所開設……3診療所開設届



開設届の副本交付



保険医療機関の指定申請・保険診療開始 (関東信越厚生局東京事務所 ※裏面参照) 保険診療手続き・提出期限について、事前に厚生局へご確認ください

必要書類

1) 診療所開設許可申請

		部数	備考
1	診療所開設許可申請書	2	
2	法人の定款および登記事項証明書	2	
3	土地および建物の登記事項証明書	2	一部は写しでも可。
3			ビルの一部を賃貸する場合は土地の登記事項証明書は省略可
4	賃貸契約書の写し	2	
	(土地または建物を賃借する場合)	2	
5	敷地の平面図	2	ビルの一部を使用する場合はそのフロア全体の平面図
6	診療所の平面図	2	縮尺 1/100 以上のもの
7	案内図	2	

※申請時や実地検査時に、管理者の確認のため本人確認できるもの(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)をご用意ください。ご協力をお願いいたします。

② 診療用エックス線装置備付届 以下の書類を備付後 10 日以内に提出

		部数	備考	
1	診療用エックス線装置備付届	2		
2	エックス線診察室放射線防護図		縮尺 1/50 以上のもの	
	平面図	2		
	立体図	2		
3	漏洩線量測定報告書	2		

[※]診療用エックス線装置備付届(添付書類含む)は、1台ごとに届出が必要です

③ 診療所開設届 以下の書類を添付し、開設後 10 日以内に提出

			数	備考	
		原本	写し	1佣 右	
1	診療所開設届	2			
	管理者の医師または歯科医師免許証		2		
2	臨床研修修了登録証			原本体照合络 海却 士士	
2	(医師:平成 16 年 4 月以降に免許取得した方)	0	○		
	(歯科医師:平成 18 年 4 月以降に免許取得した方)				
3	管理者が法人の理事と分かる書類(議事録等)	2			
		2		☆管理者は常勤です	
	管理者の職歴書			* やむをえず、他の医療	
	(正本のみ顔写真を添付)	4	<u> </u>	機関での勤務を継続する	
4				場合はご相談下さい。	
	診療に従事する医師または歯科医師免許証	不要	2		
5	臨床研修修了登録証				
3	(医師:平成 16 年 4 月以降に免許取得した方)		2		
	(歯科医師:平成 18年4月以降に免許取得した方)				
6	業務に従事する助産師・薬剤師の免許証	不要	2		

≪保険医療機関の指定申請窓口≫ 関東信越厚生局東京事務所 〒163-1111 東京都新宿区西新宿 6 丁目 22-1 新宿スクエアタワー11 階 (東京メトロ西新宿駅徒歩 7 分) 審査課代表 TEL03-6692-5119 FAX03-6698-5447

